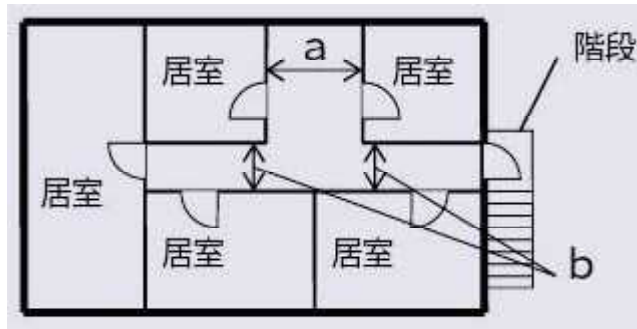


廊下の幅のとり方（令第119条）



「名古屋市建築基準法関係例規集 防火・避難」より

「両側に居室がある廊下」とは、廊下の両側に居室の出入口があり、廊下の末端部から廊下の交わる部分までの直線間の廊下をいう。

したがって、廊下の幅は、両側に居室の出入口があるかどうかで決まり、避難経路によって廊下幅が決まるわけではない。

a : 「両側に居室がある廊下」の幅

b : 「その他の廊下」の幅